

自動販売機設置業者募集要項

株式会社道の駅なかつでは、指定管理者として管理を行う「道の駅なかつ」施設内に自動販売機の設置を希望する業者の募集を行います。

応募多数の場合は、提案された販売条件を考察し、道の駅の施設にふさわしい内容かどうかを評価し、決定します。評価点数が同点の場合は、抽選により設置者を決定します。

応募に当たり、本募集要項と仕様書の内容を承諾したうえで参加して下さい。

1. 目的

中津市から預かる当施設を有効に利用し、市民へのサービスの向上と同時に収入を確保し、地域経済の活性化を図る一助とする。

2. 応募資格要件

次の条件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第167 条の4第 1 項及び第 2 項各号に掲げられた者ではないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 3 条及び第 4 条による指定を受けた指定暴力団等及び暴力団員ではないこと。
- (3) 法人にあっては、中津市に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては中津市内で継続して 1 年以上事業を営んでいること。
- (4) 自動販売機の設置業務において、自ら管理、運営する 3 年以上の実績を有していること。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 中津市と災害時における飲料水の提供に関する協定を結んでいること。ただし、事後の締結でも可である。

3. 自動販売機設置料

- (1) 自動販売機設置者が自動販売機設置に伴い、株式会社道の駅なかつに納入する「自動販売機設置料」は、次の各号に定めるものとする。
 - ①「利用料」
自動販売機設置に伴う中津市行政財産の目的外使用許可に係る料金で行政財産の使用料徴収条例の規定に基づき算定したもの。
 - ②「販売手数料」
提案書の手数料をもって、販売手数料とします。
- (2) 自動販売機設置料は、契約後、毎月末に締め、翌月 20 日までに納入するものとする。

4. 応募に付する事項

(1)設置場所及び種類並びに台数

財産名称	所在地	設置箇所	種類	台数
道の駅なかつ	中津市大字加来 814 番地	中央広場、 駐車場東側、 情報休憩室	缶・ペットボトル等対応 紙コップ等対応	7台 1台

(2)設置期間

令和6年 6 月 1 日から令和7年5月31日迄

但し、令和11年5月31日迄は、自動販売機の必要性及び利用状況並びに設置事業者の管理運営状況を勘案して支障がないと判断する場合は、毎年度更新するものとする。

5. 設置希望申請

設置を希望する者は、設置希望申請書を提出し、応募資格を有することを証明しなければならない。

(1) 申請受付期間

令和6年2月1日(木)から令和6年2月22日(金)まで

申請書受付時間:午前 9 時30分から午後5時まで

(2)提出場所

道の駅なかつ事務所(情報休憩室)

住所:中津市大字加来814番地

電話:0979-64-8830 FAX:0979-64-8830

(3)提出書類

No.	提出書類	法人	個人
①	設置希望申請書	○	○
②	身分証明書(市町村発行のもの)	-	○
③	商業登記簿謄本	○	-
④	確定申告(写)	-	○
⑤	納税証明書または滞納のない証明書 ※法人代表者が市内在住の場合は代表者分もあわせて提出要	○	○
⑥	印鑑証明	○	○
⑦	設置を希望する自動販売機の資料	○	○
⑧	企画提案書(仕様書の設置者遵守事項に沿った内容で2部作成するものとする。)	○	○
⑨	販売品目の一覧	○	○
⑩	見積書(納付する販売手数料率等を記入し、必ず厳封のうえ提出すること。)	○	○

(4)提出方法

提出期限迄に、必要な書類を提出場所に直接持参するものとする。ただし、郵便、ファックス、インターネット等による受付は行わない。

6. 設置希望資格の確認等

提出書類により設置希望資格の有無を確認し、参加資格なしと判断された場合には令和6年3月12日(火)迄に、申請者あてに結果を通知する。

7. 評価及び抽選

(1)評価及び抽選方法

株式会社道の駅なかつにおいて、販売手数料の多寡を基準とし、設置者から提案された条件に対し加点・評価するものとする。なお、必要に応じ設置希望者へのヒアリングを実施するものとする。

評価の結果、同点の場合は抽選とし、抽選となった場合は、該当する設置場所毎にくじ引きとし、上位1位の者が設置の権利を得るものとする。

抽選を実施することとなった場合は、該当する事業者に対し、別途通知を行う。

評価の結果については以下の事項について希望者へ開示を行う。

・全体順位および総合評価点数

8. 費用の負担

(1)株式会社道の駅なかつ

- ①機器設置までの基礎工事の費用
- ②第1次電源工事及び給水工事の費用

(2)設置者

- ①自動販売機設置利用料及び売上利用料
- ②付属設備及び他自動販売機の設置に関するすべての費用
- ③電気料金及び水道料金

9. 契約

設置者決定後、令和6年4月19日(金)迄に、決定した者と自動販売機設置契約書を締結する。

10. 問い合わせ

株式会社道の駅なかつ

〒871-0152 中津市大字加来814番地

電話:0979-64-8830 FAX:0979-64-8830

設置希望申請書

令和 年 月 日

株式会社 道の駅なかつ
代表取締役 前田 良猛 あて

(申請者) 住 所

氏 名 印

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、法人名、代表者名)

「道の駅なかつ」自動販売機設置業者募集要綱の規定により、「道の駅なかつ」施設内の自動販売機の設置について、希望したいので申請します。

(添付書類)

- (1) 身分証明書(市町村発行のもの) ※個人の場合のみ
- (2) 商業登記簿謄本 ※法人の場合のみ
- (3) 確定申告(写) ※個人の場合のみ
- (4) 納税証明書または滞納のない証明書
- (5) 印鑑証明
- (6) 設置を希望する自動販売機の資料
- (7) 企画提案書
(仕様書の設置者遵守事項に沿った内容で2部作成するものとする。)
- (8) 販売品目の一覧
- (9) 見積書(納付する販売手数料率を記入し、必ず厳封のうえ提出すること。)